

規 則

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第七号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「及び同法」を「及び育児休業法」に改める。

第四条第三号中「又は同法」を「又は補償法」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の産業教育手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。